

如斯して何んぞ公正なる選挙の行はるべきことあらん、而して役員選挙開票の結果理事七名中尾崎、都竹はもとより再選、自派に属する理事は五名にして、公平を標榜して協會廓正を望む反対派の者二名を選び、絶對過半数を獲得して尾崎常務理事再選を期待し居れり。

監事は自派三名、中立派二名、評議員に至つては、定數九十名中、従業員十五名自派六十名、反対派十五名なり。

右不正惡辣なる手段に成る選挙は、吾人海員協會廓正を期する者の絶對に承認する能はざる所なり。



叙上會計事務に關する不正不法の事實は、一斑を調査の結果摘出したる處にして、詳細なる内容に至つては尙未だ不分明に屬し、尾崎常務理事以下數日に涉つて數名

の會計士を雇入れ、記帳を改竄し彌縫に目も足らざる有様にして、既に自己若くは第三者をして利得せしめて以て、委託財産の不正處分による損害を加へたる事實は刑法第二百四十七條に該當する背任罪を構成する事、一點の疑無之、尾崎麟太郎常務理事に對しては、既に其反省せざる深き罪障により、背任罪の告訴は、昭和九年一月廿九日、協會々員鹿子木伸吾に於て神戸地方検事局に提訴し、取調進行中に屬す尙又右會計不正處分の背任事實を肯定承認したるは、細喜多次監事の壓迫により他の監事は概ね意見を封ぜられたる形跡あり、共に責を免れざるものとす。

また顧問理事都竹要次郎は、拾數年來協會主事として勤務し、會内諸般の事務に精通して、昭和六年以來理事として顧問職にあり、會計其他の事務の百般に關して、指導畫策したるものにして、溝口傳の庇護を蒙れること絶大なるもの有之、其の責寧ろ尾崎常務理事に越ゆるものありと信ず。

前叙會計事務に關する明細は何れも協會會計部帳簿より抜萃轉載したるものにして